

2021年2月1日

Contents

I TOPICS

事務所加入のお知らせ

パートナー弁護士 射手矢 好雄

今後のセミナー等の情報

最近のセミナーや論文等の情報

II Lawyer's Eye

【連載】中国民法典の実務的分析 ～第3回 人格権～

北京オフィス顧問 李 彬

日本弁護士 尾関 麻帆

III 中国法令アップデート

- ・中華人民共和国行政不服審査法(改正)(意見募集稿)
- ・特許法実施細則改正意見(意見募集稿)
- ・国家知識産権局による「特許審査ガイドライン」の改正に関する公告
- ・商用暗号輸入許可リスト、輸出管理リスト及び関連管理措置の公布に関する公告
- ・国務院による一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定
- ・市場参入ネガティブリスト(2020年版)
- ・外商投資安全審査弁法
- ・外商投資奨励産業目録(2020年版)
- ・「化粧品監督管理条例」に係る事項の徹底的な実施に関する公告
- ・中華人民共和国刑法修正案(十一)
- ・動産及び権利担保の統一登記の実施に関する決定
- ・労働紛争案件の審理における法律適用の問題に関する解釈(一)
- ・最高人民法院による建設工事施工契約紛争案件の審理における法律適用の問題に関する解釈(一)
- ・最高人民法院による「中華人民共和国民法典」物権編の適用に関する解釈(一)
- ・最高人民法院による「中華人民共和国民法典」の時間的効力の適用に関する若干規定
- ・最高人民法院による「中華人民共和国民法典」における関連担保制度の適用に関する解釈

- ・最高人民法院による「最高人民法院による特許権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」等の18件の知的財産権類司法解釈の改正に関する決定
- ・最高人民法院による「民事事件の案件内容に関する規定」の改正に関する決定
- ・売買契約紛争処理事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(2020年修正)
- ・最高人民法院による大陸と香港特別行政区における仲裁判断の相互執行に関する追加手配

IV 中国万感 集中隔離体験

中国弁護士 胡 絢静

I TOPICS

事務所加入のお知らせ

パートナー弁護士 射手矢 好雄

私は 2021 年 1 月よりアンダーソン・毛利・友常法律事務所にてパートナーとして執務を開始いたしました。

私は、当事務所に参加する前は、森・濱田松本法律事務所に 30 年間在籍し、中国業務を立ち上げ、アジア業務、M&A、紛争処理業務にも携わってまいりました。同事務所は素晴らしい法律事務所です、私は多くの案件を担当いたしました。同事務所を円満に退所した後、私は今後も継続して第一線でクライアントの皆さまに良質なリーガルサービスをご提供したいと考え、慎重に検討した結果、アンダーソン・毛利・友常法律事務所への移籍を選択いたしました。



アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、中国業務に関しては、東京・北京・上海の各拠点に日本の弁護士、中国の律師、スタッフを完備し、日本企業の中国ビジネスをフルにサポートしています。また、長年にわたり台湾業務を行い、最近では香港にも拠点を構えるなど香港業務も充実しています。今後は私のこれまでの経験を活かし、事務所としてより良いリーガルサービスを提供してまいります。

最近、中国ビジネス法務がより複雑になってきました。中国では規制は緩和されましたが、規制がなくなることはありません。中国共産党によるコントロールがあらゆる面で一段と強化され、国家安全や一帯一路政策で中国独自の考えが出てきています。コロナ禍を背景として、中国と米国との対立が激しくなっています。日本企業として、米国と中国の狭間に立ち苦慮する場面も出てきます。今後は、中国や世界全体の政治・経済・文化を把握しながら、最新の中国法を活用した中国法務が求められます。アンダーソン・毛利・友常法律事務所の中国チームはこれを提供することができます。

私たちは全力で職務に邁進し、クライアントの皆さまに必ずご満足いただけるように尽力いたします。今後とも引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

今後のセミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

➤ 第4回(中国メインランド):2020年2月22日(月)14:00

中国現法におけるコンプライアンス制度の運用時の留意点

講師:パートナー外国法事務弁護士 屠 錦寧

➤ 第5回(台湾):2021年3月24日(水)14:00

台湾の外資規制とM&A—進出検討から撤退まで

講師:パートナー弁護士 若林 耕

アソシエイト・台湾弁護士 吳 曉青

最近のセミナーや論文等の情報

◆当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「米中の通商摩擦と中国輸出管理法の施行」

(国際商事法務(2020年12号)Vol.48, No.12(通巻702号))

<https://www.ibltokyo.jp/bulletin/1349.html>

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第1回(中国メインランド)

「似て非なる中国法」

日時: 2020年10月13日

講師: パートナー森脇章弁護士

第2回(中国メインランド)

「米中通商摩擦:経済安全保障的法務のすすめと中国法規制の動向」

日時: 2020年12月1日

講師: パートナー中川裕茂弁護士

第3回(中国メインランド)

「中国民法典施行直後の総まとめ～日系企業が押さえておくべき中国民法の勘所」

日時: 2021年1月20日

講師: アソシエイト唐沢晃平弁護士、上海オフィス顧問繆媛媛

II Lawyer's Eye

北京オフィス顧問 李 彬
日本弁護士 尾関 麻帆

【連載】中国民法典の実務的分析 第3回 人格権

はじめに

本稿では、中華人民共和国民法典¹のうち、人格権に関連する規定を取り上げる。従前から、人格権自体は、民法総則、民法通則、不法行為法その他地方法令において、個別に保護されていたが民法典においては、新しく第四編「人格権編」が新設され、人格権には、生命権、身体権、健康権、氏名権、名称権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻自主権等が含まれることが明記された(民法典 110 条、990 条)。このことは、中国が国を挙げて人格権保護をより一層進める意向があることを明確に物語っている。

本シリーズの目的は民法典を網羅的に取り上げるものではなく、実際に中国実務に影響を与え得る重要なポイントに絞って分析を試みることにあるため、以下では人格権の中でも実務的な関心の高い、肖像権、セクシャル・ハラスメントに関する規定及び個人情報保護に関する規定について取り上げ、それらの規定による実務的な影響を検証する。もっとも、個人情報保護に関する規定については、2020 年 10 月に、個人情報保護に関するより具体的なルールを定めた「中国個人情報保護法」の草案が出されており、2021 年中には施行される可能性があるため、本稿では簡単に触れるにとどめる。

なお、本シリーズのテーマ表を改めて以下のとおり掲載する

	テーマ
1.	民法典の全体像・民法総則
2.	物権法・保証
3.	人格権(今回)
4.	契約法
5.	権利侵害

第1 セクハラに関する規定

1. セクハラの変遷

民法典施行前は、婦女權益保障法²第 40 条、女性従業員労働保護特別規定³第 10 条等でセクシャル・ハラスメント防止の規定があるものの、全国区の法令においては明確な規定は存在しなかった。また、一部の地方規定において、「セクシャル・ハラスメントとは、女性の意思に反して、わいせつな内容や性的要求を含む言語、文字、画像、電子情報、身体的行為などの方法で女性に迷惑をかける行為である。」と定義されていた(北京市による「中国人民共和国婦女權益保障法」⁴第 33 条)ように、従前は主に、女性に対するセクシャル・ハラスメント

¹ 中国語: 中華人民共和国民法典(中華人民共和國主席令第 45 号)

² 中国語: 中華人民共和國婦女權益保障法(中華人民共和國主席令第 16 号)

³ 中国語: 女職工労働保護特別規定(中華人民共和國國務院令第 619 号)

⁴ 中国語: 北京市實施《中華人民共和國婦女權益保障法》辦法(北京市人民代表大會常務委員會公告第 6 号)

からの権利保護を意識したものであり、男性に対するセクシャル・ハラスメントの成否については明確ではなかった。

もっとも、日本においてセクシャル・ハラスメントに当たり得る行為を男性に対し行った場合には法的に問題になる可能性が全くないということではなく、仮にその行為が他の法令に触れる行為(人格権侵害、刑法犯行為、不法行為)であれば、各法に基づき当然規制されるものと理解されていた。もっとも、これらの方法による保護は、女性以外の被害者に対する保護として十分とは言い難い状況にあった。

民法典下においては、「他人の意思に反して」、「言語、文字、画像、電子情報、身体的行為などの方法により、他人にセクシャル・ハラスメントする行為」を禁じている(民法典第 1010 条)。

このように、民法典は、セクシャル・ハラスメントにおける男女差別を撤廃し、男女問わずセクシャル・ハラスメントの被害者となり得ることを明確にしている。

2. その他のハラスメント

近年日本において話題になっているパワー・ハラスメントは中国においては、まだ一般的な概念とはいいがたく、民法典においても特別な規定は設けられておらず、その行為を規制する法律もない。もっとも、特別な規制は存在しないものの、仮に一定の行為が、暴行や人格権侵害、不法行為など他の法令に触れる行為であれば、個々の法令に基づき処分されるものと理解されている。

同じく、日本においては一般的な理解が得られ始めているマタニティ・ハラメントも中国においては、まだ一般的な概念とはいいがたく、民法典においても特別な規定は設けられておらず、その行為を規制する法律もない。しかし、結婚、妊娠、産休、授乳等を理由として不利益な取り扱いをすることや、産前休業・育児休業等の取得に関して嫌がらせをすることは、法令で禁止されている(女性従業員労働保護特別規定⁵第 6 条)。また、パワー・ハラスメントと同様に、暴行や人格権侵害、不法行為など他の法令に触れる行為であれば、個々の法令に基づき処分されるものと理解されている。

3. 近年のセクシャル・ハラスメント関係訴訟の動向

民法典施行前の 2018 年 12 月 12 日に発表された最高人民法院による「増加する民事案件の訴因に関する通知」において、不法行為責任の下に、「セクシャル・ハラスメント損害賠償請求案件」が追加されたことにより、セクシャル・ハラスメントに基づく損害賠償請求への道がより大きく開けた。

セクシャル・ハラスメントに関係する勝訴判決としては、2019 年 6 月、四川省成都市武侯区人民法院において、セクシャル・ハラスメントの事実が認定され、本人への謝罪請求が認容された(5 万円の損害賠償請求は認容されず、その後、2020 年 7 月同判決の第二審において、第一審判決が維持された)⁶が関心を集めた。

民法典において、明確にセクシャル・ハラスメントに関する民事的責任を問えることが明らかになったことを受け、今後は関連する訴訟が増加することが想定される。

4. 求められる対応と企業の責任

民法典は、企業に対する義務として、「機関、企業、学校等の企業・組織は、合理的な予防、通報の受理、調査・取締り等の措置を取り、職権や従属関係等を利用したセクシャル・ハラスメントを防止しなければならない。」としており(民法典第 1010 条)、各企業は、セクシャル・ハラスメント防止のための、積極的な措置をとることが要求されている。

本規定において、「職権や従属関係等を利用したセクシャル・ハラスメント」を名指して防止することを求めていること背景としては、中国においては長年、対価関係(仕事の機会、福利厚生上のメリット)のある状況におけるセクシャル・ハラスメントが横行している社会的背景があり、これらの関係にある人間関係におけるセクシャル・ハラ

⁵ 中国語: 女职工劳动保护特别规定(中华人民共和国国务院令 第 619 号)

⁶ 案件番号:(2020)川民申 4679 号

メントを見逃さないことに対する強い意向の表れとみられる。

従業員のセクシャル・ハラスメントが発覚した場合の企業の責任について、民法典は明らかにしていないが、民法典は、過失により他者の権益を侵害した場合の侵害責任について規定しており(民法典第 1165 条)、仮に、企業において、「合理的な予防、通報の受理、調査・取締り等の措置」をとっていなかったとされた場合には、その責任を負うことになると思われる。

今後、中国に子会社を持つ日系企業は、積極的に社員に対するセクシャル・ハラスメント防止のための研修を実施し、また、セクシャル・ハラスメントを適切に調査取り締まり、内部通報を受け取れる体制づくりを整備すること(就業規則へのセクシャル・ハラスメント関連規程の追加、内部通報制度の整備など)が早急に求められている。

第 2 肖像権に関する規定

肖像権に関しては、民法典施行前は、明確な定義が存在しなかったものの、保護に値する肖像権とは、「自然人の識別可能性がある特徴的な外観」とするというのが人民法院の立場であった。民法典においては、同人民法院の立場を引き継ぎ、「肖像とは、映像、彫刻、絵画等の方法を通じて、一定のキャリアにおいて反映された、特定の自然人の識別可能な外観をいう」と定義し、以下の行為を禁止することを明らかにした(民法典第 1019 条)。

- ① 他人の肖像権を故意に、歪曲、汚損、情報技術手段を利用した偽造等の方法で侵害すること
- ② 肖像権者の同意を得ずに、肖像権者の肖像を制作、使用、公開すること
- ③ 肖像物作成者は、肖像権者の同意を得ずに、肖像を発表、複製、発行、貸借、展覧等の方法で、使用または公開すること

また、民法典においては、②の肖像権の利用禁止の例外として、以下の利用は「合理的な使用」として行うことが可能としている(民法典第 999 条乃至第 1020 条)。

- (ア) 公共利益のためのニュース報道、世論監督の実施のために合理的に使用すること
- (イ) 個人の学習、芸術鑑賞、教育授業、化学研究のために既に公開された肖像を使用すること
- (ウ) 新聞報道の実施のために、やむを得ず、肖像を制作、使用、公開すること
- (エ) 国家機関がその職務を履行するために必要な範囲で、肖像を制作、使用、公開すること
- (オ) 特定の公共の環境で展示するために、やむを得ず、肖像を制作、使用、公開すること
- (カ) 公共の利益と肖像権者の合法的な権利を保護するために、肖像を制作、使用、公開すること

肖像権自体は民法典施行前も保護の対象であった(民法通則第 100 条)ものの、当時は、営利目的ではない肖像権の使用は、保護の対象とはされておらず、名誉権、プライバシー権の名の下での保護を探る他なかった。しかし、民法典においては、営利手目的か否かをとらず、法令上明記された合理的な利用を除き、その無断使用が禁止されることが明らかになった。このことは、端的に保護の対象が非営利目的使用まで広げただけではなく、合理的な使用の範囲を明確化することにより、社会による合法的な肖像権の使用を促すものと評価できよう。

民法典は権利侵害が認められた場合の救済方法として、侵害の停止、妨害の排除、危険の解消、損害の賠償といった救済を用意している(民法典第 1167 条、第 1179 条、第 1183 条)ところ、肖像権の侵害に対しては、肖像権の違法利用の停止、被侵害者への損害賠償(精神的な損害への賠償を含む)が考えられる。

今後は肖像権に関連する訴訟が増加することも考えられ、中国においては、昨今ライブコマース(動画配信を通じた広告戦略)が盛況であり、中国で事業を展開している日系企業においても、本法施行後は、そのような配信において商標権、著作権の侵害に加え、肖像権の侵害の有無についても、より一層気を配る必要がある。

第3 個人情報の保護

1. プライバシー権と個人情報の関係

民法典においては、プライバシー権及び個人情報の保護の規定が人格権編に記載されている。

民法典以前の民法通則においても、自然人がプライバシー権を享受すること(民法総則⁷第110条)、個人情報は保護されること(民法総則⁸第111条)が記載されていたものの、個人情報、プライバシーについての定義が欠けていた。2017年に成立したサイバーセキュリティ法⁹においても個人情報保護に関する規定が定められたが、その定義は「電子またはその他の方法により記録され、単独にまたは他の情報と結合して自然人である個人の身分を識別することを可能とする各種の情報をいう。自然人の氏名、生年月日、身分証番号、個人の生物識別情報、住所、電話番号等を含むがこれらに限らない。」と定められた。

民法典においては、これらの内容を踏襲し、さらに一歩進み、自然人の「電子メールアドレス」、「健康情報」、「位置情報」も個人情報に該当しうることが明記された(民法典第1034条2項)¹⁰。

2. 求められる対応と企業の責任

サイバーセキュリティ法においては、「ネットワーク運営者」(ネットワークの所有者、管理者およびネットワークサービス提供者などを指す)に個人情報を適切に取り扱う義務が課されていたが、民法典においては、個人情報を「処理する」¹¹場合に個人情報保護責任を負うとされ(民法典第1035条)、保護責任を負う企業の範囲についても、ネットワークの運営者から大幅に広がっている。なお、「中国個人情報保護法」草案においても同様の立付けをとっており、今後は、個人情報を「処理」するすべての事業者に個人情報保護責任を課するという方向性が示されている。

「中国個人情報保護法」草案は、民法典と比較してより詳細に、個人情報保護責任者の義務、個人情報主体の権利が詳細に記載され、またその要求内容が明らかにされているところ、同法の特徴としては、個人情報の域外移転に関する責任、同法の域外適用に関する規定が定められていることである。

詳細は、今後正式に発表される個人情報保護法の説明に譲るが、今後、中国における自然人の個人情報に触れる企業は、その所在地の如何を問わず、中国の個人情報保護規制を意識した企業行動が求められる。また、仮にグループ会社間であっても、中国国内から中国国外に個人情報を持ち出す行為は厳格に管理されることになるものと思われる。

第4 最後に

民法典人格権編は、従前から保護の対象とされていた人格権について、法による保護を強化するという国の姿勢を明確にするものといえる。中国において企業展開を行う日系企業においては、今後はより一層現地における社内コンプライアンスに気を配る必要があることを意味し、現地従業員への周知徹底を行う必要がある。具体的には、各社、中国子会社において早急に、ハラスメント防止や個人情報保護にかかる社内研修、関連社内規程の整備を展開することが求められるであろう。

以上

⁷ 中国語: 中華人民共和國民法總則(中華人民共和國主席令 第66号)

⁸ 中国語: 中華人民共和國民法總則(中華人民共和國主席令 第66号)

⁹ 中国語: 中華人民共和國网络安全法(中華人民共和國主席令 第53号)

¹⁰ なお、2020年10月に発表された「中国個人情報保護法」の草案によると「電子またはその他の方法で記録した識別されたまたは識別されうる自然人に関連する各種情報をいい、匿名処理を行った後の情報は含まれない」と匿名化された情報を明確に含まないと明記している。

¹¹ 「個人情報の処理は、個人情報の収集、保存、使用、加工、転送、提供、公開等が含まれる。」とされている(民法典第1035条)。

Ⅲ 中国法令アップデート

中国弁護士 屠 錦寧	日本弁護士 尾関 麻帆
日本弁護士 若林 耕	上海オフィス顧問 繆 媛媛
北京オフィス顧問 李 加弟	日本弁護士 横井 傑
中国弁護士 李 芸	日本弁護士 唐沢 晃平
中国弁護士 胡 絢静	日本弁護士 藤本 博之
日本弁護士 岩井久美子	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
北京オフィス顧問 李 彬	日本弁護士 徳山 剛史

最新中国法令の解説

<行政不服審査>

中華人民共和国行政不服審査法(改正)(意見募集稿)

[ポイント] 現行の行政不服審査法は、1999年に制定され、2009年及び2017年にそれぞれ一部の条項が改正された。同意見募集稿は、総則、行政不服申立、行政不服申立受理、行政不服申立審理、行政不服審査決定、法律責任及び付則の全7章、計102条から構成されている。同意見募集稿は、現行の行政不服審査法と比較し、大きな改正として以下のようなものを含む。1. 行政不服審査の申立範囲を拡大し、行政裁決、行政賠償、政府情報公開行為等を行政不服審査の範囲に明確に組み入れることとした。2. 行政不服審査範囲の「ネガティブリスト」を整備し、明確に排除される行為を除き、その他の行政行為については不服審査を申し立てることができることとした。3. 行政不服審査の申立期間を60日から6か月に改正した。4. 行政不服申立資料の補充提出制度を新設した。

2020年11月24日公布(意見募集期間:2020年11月24日~12月23日)

[原文] [中華人民共和国行政复议法\(修订\)\(征求意见稿\)](#)

<知的財産>

特許法実施細則改正意見(意見募集稿)

[ポイント] 特許法の2009年以来の改正法案が2020年10月17日に採決され、2021年6月1日より施行される予定であるが、同法の細則である特許法実施細則にも、2010年以来の改正の動きがある。具体的には、新特許法の改正部分に合わせた次のような規定がある。①期限の補償(権利保護期間の延長)の申請・審査等(法42条2項3項)に関する規定(85条の2~8)、②部分意匠(法2条4項)の申請に関する規定(27条、28条)及び意匠の国内優先権(法29条2項、30条2項)に関する規定(32条)、③開放ライセンス(法50条~52条)に関する規定(72条の2~6)等。また、国際条約と平仄を合わせるため、①特許協力条約(PCT)による優先権の回復に関する規定(110条の1)、②意匠に関するハーグ協定加盟を見据えた規定(第11章)が新設されている。また、実務上重要な点として、従前より行われているオンライン出願等の電子手続に関して、原則として書面手続と同等の効力を有すること(2条)、システム上受理された日が申請日となること(4条2項)が明確化されたことが挙げられる。さらに、中国では非独占的なものであっても特許ライセンスを知識産権局(中国特許庁)に届け出ること(備案)が義務付けられているが、当該ライセンス届出が第三者対抗要件であることが明確に規定されたこと(「届出がない場合には善意の第三者に対抗できない」と共に、従来の3カ月の届出期限が削除されていること(14条2項)も、注目に値する。

2020年11月27日公布(意見募集期間:2020年11月27日~2021年1月11日)

[原文] [專利法實施細則修改建議\(征求意见稿\)](#)

附件 1: [専利法実施細則修改建議（征求意见稿）公開征求意见稿对照表](#)

附件 2: [「専利法実施細則修改建議（征求意见稿）」的說明](#)

国家知識産権局による「特許審査ガイドライン」の改正に関する公告

[ポイント] 本公告は、主に、特許出願後に提出した実験データの取扱い、化学分野の特許の新規性、進歩性に関する審査基準等について改訂を行ったものである。改訂前の特許審査ガイドラインでは、後出しの実験データの採用の可否、化学分野の特許の新規性・進歩性の判断にあたって厳格な要件が課されていました。これに対して、改訂後のガイドラインでは、一定の要件を満たす場合、後出しの実験データを審査しなければならないと定められている。また、化学分野の特許の進歩性については、例を示しながら進歩性の判断する際の考え方や基準が一層明確化されている。

2020 年 12 月 11 日公布、2021 年 1 月 15 日施行(国家知識産権局公告第 391 号)

[原文] [国家知识产权局关于修改《专利审查指南》的公告](#)

附件 1: [「専利審査指南」修改对照表](#)

<商用暗号に関する輸出入リスト規制>

商用暗号輸入許可リスト、輸出管理リスト及び関連管理措置の公布に関する公告

[ポイント] 本公告は、商用暗号についての輸出入規制の詳細を定めた法令であり、商用暗号輸入許可リスト、商用暗号輸出管理リスト、商用暗号輸出入許可手続の3つから構成される。商用暗号とは、国家機密に関連のない内容の情報を暗号化のうえ保護する又は安全認証に使用する暗号化技術及び暗号化製品を指す(商用暗号管理条例 2 条)。主たる根拠法は、商用暗号管理条例であるが、このほか 2020 年 12 月 1 日に施行された輸出管理法も含まれる。商用暗号輸出管理リストは、商用暗号に限定されたリストではあるものの輸出管理法に基づく初めての管理リストとなった。

2020 年 11 月 26 日公布、2021 年 1 月 1 日施行(商務部、国家暗号管理局、税関総署公告[2020]第 63 号)

[原文] [关于发布商用密码进口许可清单、出口管制清单和相关管理措施的公告](#)

<外商投資規制>

国務院による一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定

[ポイント] 本決定は、主に外商投資法の施行に関連して、22 の行政法規に対して修正を加えるものである。主な内容としては、2020 年 1 月 1 日の外商投資法の施行に伴い外商投資企業の設立について行政機関による審査・承認が行われなくなったことに鑑み、5 つの行政規則の内容が改正されている。また、「外資に対する参入前内国民待遇」と「ネガティブリスト管理」を組み合わせた外商投資法の仕組みを徹底的に実行するため、ネガティブリスト(2020 年版)に合致しない内容が含まれている 6 つの行政法規の関連箇所を改正している。そして、従来は外商投資企業を「中外合資企業(中外合弁企業)」、「中外合作企業」、「外商独資企業(外資企業)」の 3 種類に分類し、適用される法令も 3 種類あったところ、かかる分類は廃止され、外商投資企業には中国会社法及び外商投資法が適用されるという統一した管理がなされることとなった関係で、13 の行政法規について、外商投資企業を 3 種類に分けて規定していた部分をそれぞれ改正している。なお、本規定により、同時に、「放管服改革」(放…行政の簡素化・権限移譲の促進、管…監督管理の強化・公正化、服…行政サービスの効率化)に関連する行政法規の改正も行われている。

2020 年 12 月 11 日公布、同日施行(国令第 732 号)

[原文] [国务院关于修改和废止部分行政法规的决定](#)

市場参入ネガティブリスト(2020年版)

[ポイント] 2018年12月に国家発展改革委員会から最初のバージョンが公布された「市場参入ネガティブリスト」の2020年版である(「市場参入ネガティブリスト」は外資を含む全ての企業に適用のあるものである。外資の参入規制が列挙された「外商投資ネガティブリスト」とは異なるものであることに注意されたい。)

中国では「放管服改革」(放…行政の簡素化・権限移譲の促進、管…監督管理の強化・公正化、服…行政サービスの効率化)が推進されているところ、市場参入ネガティブリストにおいても市場の開放(リストに列挙された項目の削減)が進められ、2020年版では123項目のリストとなった(リストの初版である2018年版は151項目、2019年版は131項目であった。)

具体的には、「森林資源資産評価プロジェクト審査許可」、「鉱業権評価機構資質認定」、「排出権取引審査機関資格認定」の3つが自由化されたほか、「輸出入商品検査鑑定業務の検査許可」「通関企業の登録登記許可」、「資産評価機関が証券サービス業務に従事するための資格審査承認」、「証券会社の董事・監事・高級管理人員の就任資格審査許可」等の14の管理制度が廃止されている。ただし、金融持株会社の参入管理が行われるようになった関係で、金融持株会社の設立に関する管理制度がリストに追加されている。

2020年12月16日公布、同日施行(発改体改規[2020]1880号)

[原文] [市場准入负面清单\(2020年版\)](#)

附件1: [市場参入ネガティブリスト\(2020年版\)説明](#)

附件2: [市場准入负面清单\(2020年版\)](#)

附件3: [与市場准入相關的禁止性規定説明](#)

附件4: [与市場准入相關的禁止性規定](#)

外商投資安全審査弁法

[ポイント] 本弁法は、現行の外商投資安全審査制度を更に強化すべく制定された。現行制度と比較し、主な改正としては、審査対象の増加、審査対象分野の拡大、審査手続き及び審査機関の変更、審査結果の修正、処罰に関する規定の追加等がある。

審査対象について、現行制度ではM&Aによる投資のみが規定されていたが、本弁法では新規プロジェクトへの投資、会社の新設も審査対象として追加された。また、審査対象分野について、「重要なインターネット製品及びサービス、重要な金融サービス」等の新しい分野の追加及び既存分野の拡大等がなされた。審査機関についても、審査機関が現行制度の部門間合同会議(中国語;部际联席会议)から外商投資安全審査業務機関の常設機関(中国語;工作机制办公室)に変更され、これに伴い審査手続きについても若干の変更がなされた。更に、処罰についても、指定期間内の申請命令、資産及び株式の処分、投資実施前の状態への復帰、国家信用情報システムへの不良信用記録の記入、共同懲戒等といった各状況に応じた処罰措置が本弁法において明確に規定された。

2020年12月19日公布、2021年1月18日施行

[原文] [外商投資安全審査办法](#)

外商投資奨励産業目録(2020年版)

[ポイント] 外商投資奨励産業目録は、2020年1月1日に施行された外商投資法の付属規定である外商投資法実施条例において制定することが定められている外資による対中投資を積極的に奨励・誘致する業種・分野・地区について定めたリストである。このリストに定められた項目に対して外資が投資する場合は、製造設備の輸入関税の免除や企業所得税の軽減、土地使用権の払下げにおける優先等の政策上の優遇を受けることができる。外商投資同リストは3~5年に1度の更新が予定されていたが、社会情勢に鑑みて、2019年版のリストが公布されてからわずか1年で更新版の2020年版リストが公布された。2020年版ではさらに外資を誘致する分野が拡大され、リストの項目数も1235項目と、2019年版に比べて127項目増えている。特に、外資の導入によって、

先進的製造業の分野について、サプライチェーンや関連するサービス業の強化を図っており、中国製造 2025 計画を下支えする意図が見て取れる。また、地区としては中西部への外資の誘致の強化が図られている。

2020 年 12 月 27 日公布、2020 年 1 月 27 日施行(商務部令第 38 号)

[原文] [鼓励外商投资产业目录\(2020 年版\)](#)

<化粧品業規制>

「化粧品監督管理条例」に係る事項の徹底的な実施に関する公告

[ポイント] 本公告は、化粧品監督管理条例の 2021 年 1 月 1 日の施行を受けて、実務的な整理を行うものである。具体的には、既存の普通化粧品の登録を行っている業者においては、同条例施行後は、同条例に基づいて責任を負うこと、同条例の細則が整うまでは従前の方式による登録手続きを受け付けること、施行前に発生した違法行為については、従前の化粧品衛生監督条例が適用されるが、同条例に照らして違法でない/刑が軽い場合には、同条例が適用されることなど、当該条例の適用関係の整理がなされた。

2020 年 12 月 28 日公布、2021 年 1 月 1 日施行(2020 年第 144 号)

[原文] [关于贯彻实施《化妆品监督管理条例》有关事项的公告](#)

<刑法>

中華人民共和国刑法修正案(十一)

[ポイント] 本修正案は幅広く安全生産、商標権違反、現行刑法の修正を行うものであるが、特に実務的に注目を集めたのが、非国家公務員の職務犯罪における量刑の細分化である。具体的には、非国家公務員の収賄罪(刑法 163 条)、業務上横領罪(刑法 271 条)、資金流用罪(刑法 272 条)において、従前は、「金額が比較的大きい場合」と「金額が巨額である場合」に分けてその量刑が定められていたところ、「金額が巨額である場合」の上に、さらに「金額が特別に巨額である場合/又は情状が特別に重い場合」という層が設けられ、それぞれのカテゴリー内の量刑の範囲が明確化された。また、従前は、業務上横領において「金額が巨額である場合」には財産没収を併科し得るとされていたが、修正案においては、「罰金」とされており、執行上の簡便さから、横領罪の規定に合わせる形に修正されている。なお、資金流用罪については、新たに公訴提起前の会社への資金返還により減刑が可能である旨が追加された。

2020 年 12 月 26 日公布、2021 年 3 月 1 日施行

[原文] [中华人民共和国刑法修正案\(十一\)](#)

<民法典に関する一連の決定や司法解釈等>

動産及び権利担保の統一登記の実施に関する決定

[ポイント] 2020 年 12 月 23 日号の Lawyer's Eye で取り上げたように、民法典の下では統一的な登記機関が整備されるものと考えられた。本決定は、かかる経緯を受けて、中国人民銀行が全面的に動産及び権利担保の等業務を担当することを定めるものである。より具体的には、中国人民銀行信用調査センター(中国人民銀行征信中心)が具体的な登記手続を行う。なお、同センターは、これまで売掛金質権設定登記機構として機能していた。登記手続に際しては、当事者が登記内容の真実性、完全性及び適合性に責任を負い、登記機構は登記内容について実質的な審査を行わず、事前に登記内容の審査を行わないものとされている。日本と同等の形式審査による登記手続の実施が期待される。

2020 年 12 月 29 日公布、2021 年 1 月 1 日施行

[原文] [关于实施动产和权利担保统一登记的决定](#)

労働紛争案件の審理における法律適用の問題に関する解釈(一)

[ポイント] 労働紛争案件の審理における法律適用の問題に関する司法解釈(労働紛争審理解釈)はこれまでに

最高人民法院により4件が公布されていたが、2020年12月31日付でいずれも廃止され、これらに代わるものとして新たに制定されたものが本司法解釈である。本司法解釈においては、これまで4件に分かれていた労働紛争審理解釈の規定を統合・整理しており、関連する法律の改正に対応して文言を修正した箇所等はあるものの、基本的に本司法解釈において新設された規定は見られず、これまでの司法解釈の実質的な内容を大きく変えるものではないと考えられる。

2020年12月29日公布、2021年1月1日施行(法釈[2020]26号)

[原文] [关于审理劳动争议案件适用法律问题的解释\(一\)](#)

最高人民法院による建設工事施工契約紛争案件の審理における法律適用の問題に関する解釈(一)

[ポイント] 建設工事施工契約紛争案件の審理における法律適用の問題に関する司法解釈(建設工事紛争審理解釈)はこれまでに最高人民法院により2件が公布されていたが、2020年12月31日付でいずれも廃止され、これらに代わるものとして新たに制定されたものが本司法解釈である。本司法解釈においては、従前の建設工事紛争審理解釈の規定を統合・整理し、数点実質的な内容の修正・追加を行っている。具体的には、建設工事契約が無効とされる場面が追加されており、また支払遅延時の利息の基準などが修正されている。また、建設工事の代金債権が抵当権や他の債権に対して優先的に弁済を受けられることが明確に規定されており、優先弁済を受ける権利の行使期間についても、従前契約上の支払日から6ヶ月間とされていたものが18ヶ月間に変更されている。

2020年12月29日公布、2021年1月1日施行(法釈[2020]25号)

[原文] [最高人民法院关于审理建设工程施工合同纠纷案件适用法律问题的解释\(一\)](#)

最高人民法院による「中華人民共和國民法典」物権編の適用に関する解釈(一)

[ポイント] 民法典物権編の解釈を示した本司法解釈は、特に物権編で新たに設けられた居住権に関する内容が注目された。本司法解釈においては、居住権に関し、民法典において売買契約について設けられた預告登記(民法典第211条)の適用もあるものとし、預告登記なしに権利者の同意が得られたとしても、居住権は発生しないと規定した。しかし、その他に居住権の範囲に関する規定は設けられていないことから、今後の追加の司法解釈が待たれる。

2020年12月30日公布、2021年1月1日施行(法釈[2020]24号)

[原文] [最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》物权编的解释\(一\)](#)

最高人民法院による「中華人民共和國民法典」の時間的効力の適用に関する若干規定

[ポイント] 本司法解釈においては、民法典が施行される2021年1月1日の前後に発生した民事紛争等について、民法典の規定が適用されるのか、又は当該紛争等が発生した当時の法令が適用されるのかという点について規定しており、原則として、民法典施行後に発生した民事紛争案件には民法典の規定が適用され、民法典施行前に発生した民事紛争案件については、法律、司法解釈に別途の規定がない限り当時の法律、司法解釈が適用されると定めている。また、民法典施行前に発生した法律事実が民法典施行後まで継続し、当該法律事実により民事紛争が生じた場合は法律、司法解釈に別途の規定がない限り民法典の規定が適用されると定めている。その他、例外的に民法典が遡及適用又は関連して適用される具体的な場面について規定されている。

2020年12月29日公布、2021年1月1日施行(法釈[2020]15号)

[原文] [最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》时间效力的若干规定](#)

最高人民法院による「中華人民共和國民法典」における関連担保制度の適用に関する解釈

[ポイント] 本解釈は、抵当権、質権、留置権、保証等の担保について紛争が発生した場合に適用され、また、所有権留保、ファイナンスリース、ファクタリング等の担保的効力を有する制度において紛争が発生した場合に關係

する規定が適用されるものとされている。規定は多岐にわたり、いずれの内容も民法典の規定を受けた内容の詳細化や過去の規定における不明確な内容の明確化を図るものであって、また、契約条項の有効性に関する条項もいくつか設けられている。担保設定の際には、本解釈を参照することが必須であると考えられる。

2020年12月31日公布、2021年1月1日施行

[原文] [最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》有关担保制度的解释](#)

最高人民法院による「最高人民法院による特許権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」等の18件の知的財産権類司法解釈の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、最高人民法院は、民法典、特許法、著作権法等の改正に伴い、知的財産権案件等の審理に関する司法解釈を見直したものである。改訂された司法解釈は合計で18件であり、特許、商標、著作権、技術契約、独占禁止、反不正競争等の多岐にわたる。具体的には、知的財産権、独占禁止に関する案件の訴訟時効が従来の2年から3年に改められたほか、上位法や実務に合わせて一部の知的財産権案件の事由、損害賠償の認定方法等の見直しが行われている。

2020年12月29日公布、2021年1月1日施行(法釈[2020]19号)

[原文] [最高人民法院关于修改《最高人民法院关于审理侵犯专利权纠纷案件应用法律若干问题的解释\(二\)》等十八件知识产权类司法解释的决定](#)

最高人民法院による「民事事件の案件内容に関する規定」の改正に関する決定

[ポイント] 本決定と共に公布された「最高人民法院による改正後の「民事事件の案件内容に関する規定」の印刷・発布に関する通知」(「本通知」)によれば、「案由」(案件内容)とは、民事訴訟の案件名の主要な組成部分であると共に、案件のかかわる民事法律関係の性質を反映し、当事者の係争対象である法律関係の性質を概括するもので、法院が民事案件を管理する重要な手段であるとされる。したがって、「民事事件の案件内容に関する規定」(「本規定」)に規定された案件は基本的に法院により受理される。もっとも、法院は本規定に記載がないことを理由に訴え却下等の決定をして当事者の訴訟を受ける権利を損害してはならない(本通知五の5)。本規定の改正は2011年以来10年ぶりであり、環境保護法や消費者権益保護法等上の時代の変化に対応した新たな権益の保護に関する案件が盛り込まれている。また、民法典の制定に合わせた新たな構成により再構築されており、人格権紛争、婚姻家庭・相続紛争、物権紛争、契約・準契約紛争等、民法典における構成に合わせた第一級案由が規定されている。なお、案由は、第一級(より上位概念)から第四級(細分化された下位概念)まで規定されているが、人民法院は下位から上位(第四級から第一級)の順で優先的に適用を検討する必要がある(本通知五の1)。

2020年12月29日公布、2021年1月1日施行

[原文] [最高人民法院关于修改《民事案件案由规定》的决定](#)

売買契約紛争処理事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(2020年修正)

[ポイント] 本解釈は、2012年に発表された「売買契約紛争処理事件の審理における法律適用の問題に関する解釈」(法釈[2012]8号)の内容について民法典施行に伴う修正を行うものである。内容面において従前の司法解釈から大きな修正は見られず、実務的な運用を確認するような内容になっている。例えば、違約金条項については、従前の司法解釈は違約金又はその計算方法の定めがない場合に、売主が買主に契約違反に基づく、遅延損害金を請求した場合、人民法院は中国人民銀行の同期・同種類の人民元貸付基準利率に基づき、遅延利息利率基準を参照して計算するとされていた。しかし、2019年8月20日より、人民元貸付基準利率は最優遇貸出金利(ローンプライムレート、以下「LPR」)にかわったため、実務的には、同日以降は、LPRを基礎として遅延損害金を計算することとなっていた。本司法解釈第18条は、人民法院は、違法行為が2019年8月19日以前の場合には、中国人民銀行の同期・同種類の人民元貸付基準利率に、違法行為が2019年8月20日

以降であれば、LPRを基礎にLPRの30～50%を加算した利率、を参照して遅延損害金を計算できるとし、実務の運用を確認するものである。なお、LPRは毎月公表され、1年物のLPRは今まで、3.85～4.25%ほどである。

2020年12月29日公布、2021年1月1日施行(法釈[2012]8号)

[原文] [最高人民法院关于审理买卖合同纠纷案件适用法律问题的解释\(2020修正\)](#)

<大陸と香港間の仲裁判断の執行>

最高人民法院による大陸と香港特別行政区における仲裁判断の相互執行に関する追加手配

[ポイント] 本司法解釈は、2000年2月1日に施行された「最高人民法院による大陸と香港特別行政区における仲裁判断の相互執行に関する手配」にかかる補足的な司法解釈である。ポイントは全部で3つある。

第1は、中国大陸の執行実務の統一である。中国大陸の裁判所には、香港での仲裁判断の承認を経ないで直接執行を認める裁判例が存在し、取り扱いが必ずしも統一されていなかったところ、今回承認手続を経ることを前提とした解釈が設定された(1条)。

第2は、相互執行の対象拡大である。従来、香港においては大陸の仲裁機構が中国仲裁法に基づいて出した判断の執行のみが対象となっていたところ、「仲裁機構」の限定が排除され、一方、中国大陸においては香港における香港仲裁条例に基づく判断の執行のみが対象となっていたところ、仲裁地を香港に限定する点が排除された(2条)。

第3は、執行の確実性の強化である。従来、中国大陸と香港の両裁判所に対して同時に執行を申し立てることは認められていなかったところ、今回の修正で、仲裁判断の総額を超えない限り、同時並行で執行申立てができるようになった(3条)。また、執行申立ての前後を問わず、保全措置が執れることが明確に規定された(4条)。

なお、本司法解釈の施行は条項によって異なっており、第1条及び第2条は公布日である2020年11月26日に即日施行となる一方、第3条及び第4条は香港特別行政区における関連手続完了後に最高人民法院が発効日を公布する点に留意されたい。

2020年11月26日公布、施行日は上記ポイント参照(法釈[2020]13号)

[原文] [最高人民法院关于内地与香港特别行政区相互执行仲裁裁决的补充安排](#)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】



中国万感



集中隔離体験

中国弁護士 胡 絢静

中国とかかわりのある方であれば大体イメージが湧くと思うが、中国では事前に決まったアレンジにしたがって物事がつつがなく進むことは基本的になく、臨機応変な対応が要求される。高い期待をせずに、なんでもありうると事前に覚悟し、その場の展開に応じて対応策を考えれば、ストレスがたまりにくく、逆にイキイキとした人間の面白さが見えてくるものである。直近に経験した杭州での 14 日間の集中隔離もその一例だった。

筆者は、親族の看病のため昨年 11 月に故郷の中国浙江省へ一時帰国した。当時、日本から中国へ入国する者は、日本の指定医療機関が発行した出発日 3 日以内の PCR 検査と抗体検査の陰性証明の提出と、中国当局が指定するホテルでの 2 週間の「集中隔離」が求められていた。日本側での書類の準備は予定通り済み、当日、成田空港で必要な書類を提示したあと飛行機に搭乗した。全体の乗客数が通常より少ないため、搭乗・出国等の各種手続に必要な時間はむしろ通常よりも短かった。

飛行機は定刻に杭州蕭山空港に到着した。飛行機を降りると改めて PCR 検査と抗体検査を受け、30 名ほどがまとめられて隔離施設行きのバスに乗せられ、1 時間余りで、杭州の旧市街地にあるホテルに到着した。看板はなぜか外されており、代わりにロビーには「歓迎回家」(おかえりなさい)と書かれた大きな赤色のバナーが掛けてあり、建物の古さも相まって 90 年代の招待所(三ツ星未満の旅館)に連れていかれたようだった。



エレベータ横のステッカー
「習近平総書記の心からの要請を忘れず、コロナ禍の防止と制御の狙撃戦を戦い抜き、打ち勝とう！」

スーツケースを引きずって、ぞろぞろホテルの入り口に入ると、両側には全身防護服姿の地元のご婦人風のスタッフが立っており、突然上から大量の消毒用アルコールを吹きかけられた。マスクで口元は隠れていたが目元は笑っており歓迎してくれていたようだ。

その後一通り滞在中の注意事項の説明を受け、筆者には 5 階のツインルームが割り当てられた。部屋は 30 m²ぐらいの広さの一般的な間取りで、ソファもあって、家具は一見それほどボロボロではなかった。窓も大きかった。ただ 14 日間シーツの交換はないし、タオルも置いていない、もちろん部屋の掃除もしてくれない。

当日は移動で疲れ果てていてすぐに眠りについたが、夜中に車の騒音で目が覚めた。到着が夜だったためよく見えていなかったが、窓の目の前に高速道路の高架があった。ホテルの壁や窓は薄く全く騒音を遮らない。これでは 14 日間過ごせないと思い、部屋を反対側に交換してくれないかと、スタッフに頼んだ。もう空き部屋がないから交換は無理だと言われた。これはある意味予想された回答だったので、ここからが交渉である。私はやや大げさに、睡眠障害がある、このままでは病気になる、病気になったらホテル側も厄介なことになると粘り強く交渉した。その甲斐あってか、スタッフは責任者に聞いてみると引き取り、翌日からは高速道路の反対側の部屋へ動くことができた。部屋移動の時に気づいたが、移動

ある意味予想された回答だったので、ここからが交渉である。私はやや大げさに、睡眠障害がある、このままでは病気になる、病気になったらホテル側も厄介なことになると粘り強く交渉した。その甲斐あってか、スタッフは責任者に聞いてみると引き取り、翌日からは高速道路の反対側の部屋へ動くことができた。部屋移動の時に気づいたが、移動

先のフロアには筆者一人が宿泊したようだった。やはり空き部屋はあったのだ。

移動先の部屋はだいぶ静かだったので、これでなんとか解決だと思いきや、今度の部屋はインターネットの接続が不安定という問題があった。隔離期間中もリモートで仕事をしている筆者にとっては安定した接続は生命線である。スタッフに連絡したら、修理担当が全身防護服、N95 のマスクを着用した姿で来てくれた。ただ、2 時間ほどあれこれ頑張ってくれたが解決には至らなかった。同じフロアの高速道路の反対側の部屋の接続がよければそちらに移転できないかと頼んで、担当者に確認してもらったが、全部ダメだったようだ。結局は外部の業者を呼んで修理をしてもらったようだった。

実はトラブルは他にもあった。ホテルが古いせいか、備えている枕は四つともいやな匂いがしていた。これは交換してもらってもおそらく同じと思ったため、通販で購入したものをホテルで受け取れることを確認し、すぐに通販で調達した。

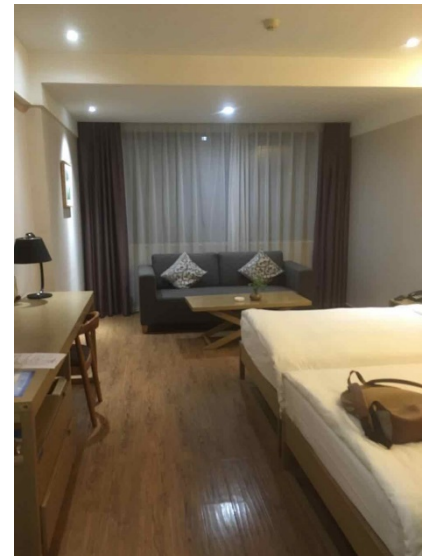
筆者が滞在したホテルはインフラが貧弱な部分が多かったが、食事については比較的待遇が良かったのではないかと思う。初日は夜 9 時半過ぎの到着となり、



出前

疲れ果てておなかもペコペコの中、ホテルの食堂が滞在者のために熱々の弁当を作ってくれた。その時のお弁当は本当においしく感じた。また、毎日の食事はホテルが提供しているお弁当を頼んでもよいが、出前を取ることも可能だった。他地域、例えば上海の隔離施設の場合、原則出前が許されず、14 日間ホテルが準備する弁当を食べ続けなければならない例もあると聞いている。入居者が弁当を購入せずに出前を頼むと、弁当の売上が減る分、取次ぎのためスタッフの作業量も増えるはずだ。さすがに浙江省は人間味があると感心した。おかげで、隔離中は、上海カニ、麻辣香鍋、羊肉の串焼き、ビール等好きなものを頼んで、14 日間を凌いだ。

今回の集中隔離生活のポイントは 3 つ。①まずは何事も交渉の余地があること。断られても簡単に引き下がっては損をする。②困難を解決する過程を楽しむ心の余裕が重要である。そして最後に、③やはり浙江省は人情味のある良いところだった。



隔離部屋

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。